

# みずべの杜デイサービスセンター第1号通所事業運営規程

社会福祉法人さかい福祉会

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人さかい福祉会が開設するみずべの杜デイサービスセンター（以下「センター」という。）が行う第1号通所事業（指定介護予防通所介護相当サービス）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで第1号通所事業（指定介護予防通所介護相当サービス）の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な第1号通所事業（指定介護予防通所介護相当サービス）を提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 センターの従業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名 称 みずべの杜デイサービスセンター
- 2) 所在地 群馬県伊勢崎市境島村5087-1

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名  
管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2) 従業者  
生活相談員 2名以上  
看護職員 1名以上  
機能訓練指導員 1名以上  
介護職員 7名以上  
従業者は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 2) 営業時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。
- 3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、35名とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- 1) 生活指導（相談援助等）
- 2) 機能訓練（日常動作訓練）
- 3) 介護サービス
- 4) 介護方法の指導（家族介護者教室）
- 5) 健康状態の確認
- 6) 送迎
- 7) 給食サービス
- 8) 入浴サービス
- 9) 選択サービス（運動器機能向上サービス・栄養改善サービス・口腔機能向上サービス）
- 10) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 前条のサービス利用料金については、介護保険法に規定する額とする。

- 2 前項のサービスのほか、次の各号に掲げる事項については、利用者から費用の支払いを受けることにより実施することができる。
  - 1) 介護保険給付支給限度額を超えたサービス
  - 2) 食事の提供
  - 3) 利用者が別に希望するレクリエーション・クラブ活動材料費
  - 4) 複写物の交付
  - 5) 日常生活品諸費用
  - 6) 理美容サービス
  - 7) 伊勢崎市・玉村町・太田市（旧新田町・旧尾島町）以外の地域の送迎サービス
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、伊勢崎市・玉村町・太田市（旧新田町・旧尾島町）の区域内とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 2) 機能訓練室を利用する際には、従業者に申し出ること。
- 3) 浴室を利用する時間は、予め定められた時間内とする。
- 4) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医・家族に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、消防計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、年2回以上避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第13条 センターは、事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 センターは、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第14条 センターは、提供した事業に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 センターは、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 センターは、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
  - 2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - 3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - 4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 センターは、指定通所介護の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第16条 センターは、指定通所介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 センターは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第17条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第18条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第19条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(個人情報保護)

第20条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 センターが得た利用者又はその家族の個人情報については、センターでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 センターは、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との誓約書に含めるものとする。また、秘密を漏洩した場合は賠償責任を負うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 センターは、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

1) 採用時研修 採用後1カ月以内

2) 継続研修 年2回

2 センターは、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人さかい福祉会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成27年8月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成28年7月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。  
この規程の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。  
この規程の一部改正は、平成30年8月1日から施行する。  
この規程の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。  
この規程の一部改正は、令和1年10月1日から施行する。  
この規程の一部改正は、令和1年11月1日から施行する。  
この規程の一部改正は、令和2年2月1日から施行する。  
この規程の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。  
この規程の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。  
この規程の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。  
この規程の一部改正は、令和4年10月1日から施行する。  
この規程の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

1 食費

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	600円/回（昼食代 おやつ代含む）	

2 通所型サービス費（独自）

※単位：10.14円（7級地）

		要 支 援 1			
		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
基本	介護費	1798	1,824円	3,647円	5,470円
加算	サービス提供体制強化加算（I）	88	90円	179円	268円
	科学的介護推進体制加算	40	41円	81円	122円
	①、②、③の介護職員処遇改善加算等は令和6年6月1日より④の加算に変わります。				
	①介護職員処遇改善加算（I）		5.9%		
	②介護職員等特定処遇改善加算（I）		1.2%		
	③介護職員等ベースアップ等支援加算		1.1%		
	④介護職員処遇改善加算（I）		9.2%		

		要 支 援 2			
		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
基本	介護費	3621	3,672円	7,344円	11,015円
加算	サービス提供体制強化加算（I）	176	179円	357円	536円
	科学的介護推進体制加算	40	41円	81円	122円
	①、②、③の介護職員処遇改善加算等は令和6年6月1日より④の加算に変わります。				
	①介護職員処遇改善加算（I）		5.9%		
	②介護職員等特定処遇改善加算（I）		1.2%		
	③介護職員等ベースアップ等支援加算		1.1%		
	④介護職員処遇改善加算（I）		9.2%		

※サービス提供体制強化加算は、体制によって変動する場合があります。

◇その他、ご契約者のご希望及び状態により次のサービスが受けられます。

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150	1 5 3 円	3 0 5 円	4 5 7 円
栄養改善加算	200	2 0 3 円	4 0 6 円	6 0 9 円
若年性認知症利用者受入加算	240	2 4 4 円	4 8 7 円	7 3 0 円
生活機能向上グループ活動加算	100	1 0 2 円	2 0 3 円	3 0 5 円

※上記の金額は、1回あたりの単価で計算してありますので、小数点処理の都合上、実際の請求額と異なる場合があります。

### 3 その他の費用

料金の種類	金 額	備 考
介護保険支給限度額を越えたサービス費	実 費 (利用者のご希望によります。)	
レクリエーション・クラブ活動代	実 費 (利用者が別に希望するもの)	
複写物の交付代	1 0 円/枚	
理美容代	月に1回、理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。 利用料金：1回あたり（税込み） 女性顔そり 5 0 0 円 男性顔そり 1, 0 0 0 円 カット 2, 0 0 0 円～	
日用品代	紙オムツ 8 0 円/枚 紙パンツ 7 0 円/枚 尿取りパット 2 0 円/枚	
その他の便宜の提供	実 費 (利用者が負担することが適当と認めるもの)	